

(2) 一般廃棄物処理手数料について

越谷市の一般廃棄物処理手数料

「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」
第13条に基づき以下の処理手数料を徴収しています。

「し尿」

「粗大ごみ」

「その他の廃棄物」

越谷市のし尿処理手数料の現状

人数	普通便槽			改良便槽			
	世帯割	人頭割	計	世帯割	人頭割	計	
1	520円	0円	520円	650円	0円	650円	
2	450	600	1,050	700	600	1,300	
3	450	900	1,350	700	900	1,600	
4	450	1,200	1,650	700	1,200	1,900	
5	450	1,500	1,950	700	1,500	2,200	
(普通世帯)			(普通世帯)				
月額1世帯につき			450円	月額1世帯につき		700円	
月額1人につき			300円	月額1人につき		300円	
(単身世帯)			(単身世帯)				
月額1世帯につき			520円	月額1世帯につき		650円	

従量制 18リットル=0.5タル=170円							
180 (0.5)	170円	1440 (4.0)	1,360円	2700 (7.5)	2,550円	7200 (20.0)	6,800円
36 (1.0)	340	162 (4.5)	1,530	288 (8.0)	2,720	1,080 (30.0)	10,200

普通便槽：排出されたし尿を貯留する旧来からの便槽
改良便槽：汲み取り式の水洗式便槽及び無臭式便槽

越谷市のし尿処理手数料の推移

			H元.4.1	2.4.1	3.4.1	4.4.1	5.4.1	6.4.1	8.4.1	10.4.1
			金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
普通世帯	普通式	月額1世帯につき	360円	370円	390円	420円	420円	420円	440円	450円
		月額1人(1歳未満除)	240	250	260	260	270	280	290	300
		1世帯(3人家族)	1,080	1,120	1,170	1,200	1,230	1,260	1,310	1,350
	改良式	月額1世帯につき	580	600	630	670	670	670	690	700
		月額1人(1歳未満除)	240	250	260	260	270	280	290	300
		1世帯(3人家族)	1,300	1,350	1,410	1,450	1,480	1,510	1,560	1,600
単身世帯	普通式	月額1世帯につき	420	440	460	470	480	490	510	520
	改良式	月額1世帯につき	530	550	580	600	610	620	640	650
従量制		18リットルにつき	135	140	145	150	155	160	165	170
引き上げ率(加重平均)			1.9%	3.8%	4.4%	2.5%	2.6%	2.6%	3.7%	2.9%

粗大ごみ処理手数料の現状について

- ◆平成21年9月に手数料金額の単純化と前払い制(シール化等)を導入。
- ◆前払い制導入により、市民の手数料の支払いが容易になり、手数料の未納等も発生しなくなった。

取扱区分	単位	手数料
(1) 市が収集・運搬するとき。	スプリング入りマットレス1個につき	2,800円
	1辺が180センチメートル以上のもの(スプリング入りマットレスを除く。)1個につき	1,200円
	1辺が120センチメートル以上180センチメートル未満のもの1個につき	800円
	上記以外のもの1個につき	400円
(2) 市長の指定する場所へ搬入するとき。	スプリング入りマットレス1個につき	1,600円

粗大ごみ手数料の推移

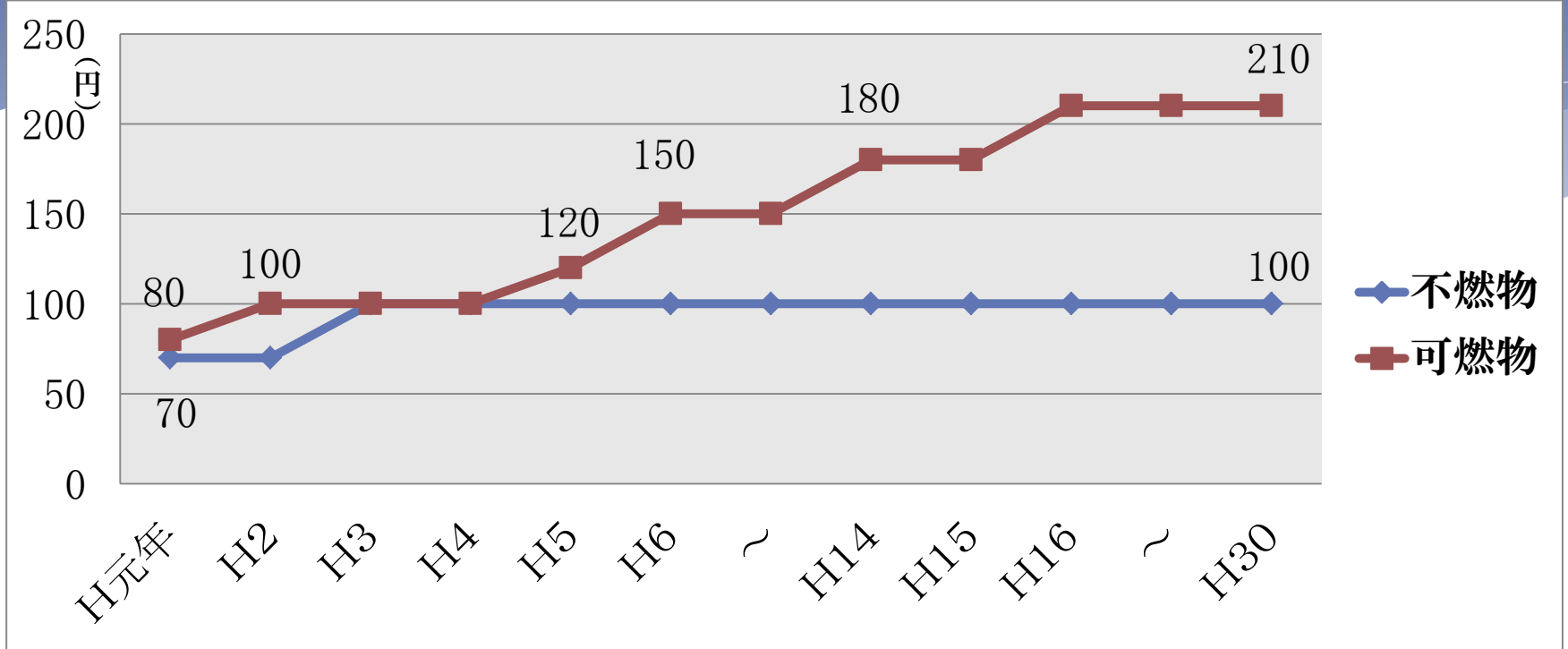
種別	取扱区分	単位	手数料
粗大ごみ	(1)市が収集・運搬するとき。	10キログラムにつき	100円
	(2)前号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき。	1立方メートルにつき	1,000円

その他の廃棄物の処理手数料 (事業系ごみ処理手数料)

- ◆事業所から排出される不燃ごみ(缶・びん・木製家具)等をリサイクルプラザに搬入する際、現状は、10キログラムにつき100円の手数料を徴収しているが、可燃ごみの東埼玉資源環境組合への搬入手数料10キログラム210円と比較して低額の料金設定が課題となっている。

種別	取扱区分	単位	手数料
その他の廃棄物	(1) 市長の指定する場所へ搬入するとき。	10キログラムにつき	100円
	(2) 前号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき。	1立方メートルにつき	1,000円

越谷市の事業系ごみ処理手数料の推移 (可燃ごみ、不燃ごみ等)



(単位:円)

	H元年	H2	H3	H4	H5	H6	~	H14	H15	H16	~	H30
不燃ごみ等	70	→	100	→	→	→	→	→	→	→	→	→
可燃ごみ	80	100	→	→	120	150	→	180	→	210	→	→

他市一般廃棄物処理手数料の現状

他市町のし尿処理手数料一覧

(単位:円)

市町村 事務組合	普通世帯								事業所					備考	
	定額制				従量制				従量制						
	普通便槽		改良便槽		従量制		臨時処理		基本料/ 処理料	〇ごと		臨時処理			
	世帯制	人員制	世帯制	人員制	〇ごと	1回につき	〇ごと	〇ごと		1回につき					
さいたま市	480	230	480+230	230			480	230	/36〇	480	230	/36〇	230	/36〇	別途消費税を加算
川越市	180	250	180	200						680	260	/36〇			
川口市	480	220	(480+260)	220							270	/36〇			
所沢市	420	262	(420+210)	262							850	/100〇			
春日部市	280	220	280	260											
熊谷市					320	/36〇					320	/36〇			別途消費税を加算
上尾市	450	270	(450+330)	270							270	/36〇			
草加市	370	320	560	320							330	/36〇			
八潮市	360	310	510	310							330	/36〇			
三郷市	420	280	520	280	320	/36〇					320	/36〇			
吉川市	400	300	(400+200)	300							300	/36〇			
松伏町					300	/36〇					300	/36〇			
越谷市	450	300	700	300							340	/36〇			

他市町の粗大ごみ処理手数料の現状

市町村名	手数料	備考
さいたま市	一品につき540円	最大の一辺又は直径90cm以上2m未満のごみ
川越市	1点500円から2,000円	詳細は粗大ごみ料金表を参照
川口市	1点につき310円、620円、1,240円、1,860円	一辺が40cmを超える大きさのもの
所沢市	1点につき500円、1,000円、2,000円	50cm以上90cm未満、90cm以上、スプリング入りベッド マットレス
春日部市	1品250円(直接搬入) 1品500円(市で収集運搬)	一辺が50cmを超え2m未満の大型ごみ
熊谷市	1点につき500円/m ³	集積所まで運ぶことが困難な場合
上尾市	10kgにつき230円	60cm×30cmを超えるごみ
草加市	1点100円から1,500円	詳細は粗大ごみ料金表を参照
八潮市	10kgにつき150円(税別)	収集運搬する場合、1回につき600円(税別)加算
三郷市	基本1,000円+1点につき500円	一辺が60cmを超え2m未満のもの
吉川市	基本500円+10kgにつき150円	
松伏町	1点500円から3,000円	
越谷市	1点につき400円、800円、1200円	スプリング入りマットレス 直接搬入 1,600円 収集 2,800円

他市町の不燃ごみ等処理手数料

市町村名	不燃ごみ等処理手数料	備考
さいたま市	100円/10kg＋消費税	びん・缶類
川越市	—	不燃ごみ受入れなし
川口市	220円/10kg	資源物・粗大ごみ
所沢市	—	搬入できるのは燃やせるごみのみ
春日部市	210円/10kg 210円/10kg＋500円/点	不燃ごみ 粗大ごみ
熊谷市	200円/10kg	燃えないごみ 粗大ごみ
上尾市	—	資源物についても受入れていない
草加市	—	公共処理施設の自己搬入の受入れ不可
八潮市	210円/10kg＋消費税	
三郷市	200円/10kg	不燃物処理場への搬入は許可業者のみ
吉川市	210円/10kg	缶・びん・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ
松伏町	—	受け入れなし
越谷市	100円/10kg	

ご清聴ありがとうございました